

2018年4月16日(月) 18:30~20:00
北海道自治労会館 5階 「大ホール」

2018年度 第1回「憲法学習会」 「憲法の未来」

講師：木村 草太 氏（首都大学東京 教授）

対談者：浅野 一弘 氏（札幌大学法学部 教授）

ただ今、ご紹介にあずかりました木村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。さて、今から憲法について、特に9条の2に関する自衛隊の明記に関する改憲テーマについて分析をしていきたいなと思います。まず最初に憲法とはどういうものであるかという事をお話させていただきます。レジュメの1ページをご覧ください。私は、憲法とはどういうものであるのか、という事をお話するときに「これは張り紙のようなものである」とお話しています。これはどういう事かと言いますと、例えば、小学校や中学校では今「廊下は走らない」というような張り紙があったりするわけですが、それは、廊下を走ると怪我をする、あるいは子どもたちは長い廊下があると走りやすい、そういう傾向があって、なので、そういう事を繰り返さないようにしようという事で、張り紙が張られるという事になります。このように張り紙というのは、私たちはこれこれこういう事により失敗をしやすいので、それを繰り返さない。そういうものでできあがっているものです。この張り紙というのは、その場所とか、その場所を使う団体の性質によって様々です。例えば先ほど学校の張り紙の例をあげましたが、私は昨年、3月23日に国会議事堂で仕事をしてきましたが、国会議事堂の中には「廊下は走らない」という張り紙は貼っていなかった。これはなぜかという、そこは分別のついた大人たちが集まる場所であるという事になっているわけで、そのような張り紙は不要であるという事になっているわけです。もっとも最近の国会の様子を見ていますと「下品なヤジはやめましょう」とか、あるいは「文書は書き換えないようにしましょう」という張り紙があったほうがいいのではないかと思いますけれども。そのように、過去にこういう失敗をしたからこういう事を繰り返さないようにしようという事になって、それが張り紙の論理です。この張り紙の国家権力バージョンというのが憲法というものです。

前近代的な国家から近代国家になる中で、権力が一つに集中をしていくという事が起きました。一極に集中した権力というのは非常に危険なものですので、その乱用を防ぐためのルール作りが必要である。そこで、過去に国家権力がやってきた三つの失敗、①戦争 ②人権侵害 ③独裁 これを繰り返さないようにしようという事で、この三つの失敗を繰り返さないためのルールというものを法典にしておいて、国家権力の失敗を防ぐようにしておかないと近代国家では危ないと、こう考えられるようになったわけです。このような過去の国家権力の三つの失敗を繰り返さないようにする、こうした発想で作られた法のことを憲法と言うわけで、憲法を作って国家権力をコントロールする必要がある、こういう発想の事を立憲主義と言うわけです。

立憲主義に基づいて作られた憲法には、だいたい少なくとも三つの内容が盛り込まれていると言われてい
ます。まず戦争を繰り返さない、①軍隊と戦争のコントロールの規定 それから ②人権を保障するための規
定、独裁を防ぐための ③権力の分立、独裁は許さない という規定です。日本国憲法の前にあった大日
本帝国憲法も立憲主義という考え方を前提としておりましたので、こうした内容は盛り込まれていたわけな
のですが、これがあまり機能しない面があったという事で、新しい憲法に戦後作り変えられたというのが日
本国憲法です。日本国憲法は、第一章から始まるわけですが、この章立てを見ますと、まず天皇の章があり、
以下二章、三章と続くわけですが、この章立てというのは先ほどお話をした立憲主義という構想に照らし合
わせてみると内容がよくわかるのではないかと思います。第二章・戦争の放棄というのは戦争や軍隊をコン
トロールする規定ですし、第三章・国民の権利保障というのはこれは国民の人権を保障するための規定、第
四章以下の国会・内閣・司法の三権分立やあるいは地方自治の保障というのは権力を分立して独裁を許さな
い、そのための規定という事になるわけです。このように憲法というものは、先ほども言ったように、三つ
の内容が入っている事になるのですが、各国でそれぞれこの部分については、特に大きな失敗を過去にし
ているとか、ここの部分は特に気をつけようとかはそれぞれの国であるわけです。そこで憲法にはその国な
らではという失敗を反映した条文というのも作られる事があります。日本の場合は天皇制の規定、天皇に関
する規定というのは、これは日本にしかない規定なわけですがけれども、天皇の規定というのはまさに天皇の
名の下に行使された権力が様々に乱用されたという苦い経験を踏まえてできあがっている規定です。したが
って天皇というのは日本にしかない、訳しにくい概念で、例えば日本国憲法の英訳というのがありますが、
これはどういう経緯で作られたかと言いますと、日本国憲法が作られた当時はGHQ占領下で、官報というも
のが日本語版と英語版の両方を作らなければいけなかったという事になるわけです。日本語だけの官報です
とGHQは日本政府が何をやっているのか把握ができないという事になりますので、必ず英訳を作る。日本国
憲法を作った時に官報で交付をするわけですから、その英訳を作らなければいけないという事でできあがっ
たのですが、天皇のところはemperor（エンペラー）と訳されております。もっともemperorという意味はお
そらくみなさんが思い浮かべるemperorというのは皇帝というもので、天皇という概念とはちょっと違うも
のを思い浮かべるのではないかと思います。ここが非常に訳しにくいところであるわけです。ちょっとGoog
le翻訳で、「天皇」はどう訳されているのか調べてみましたらsky emperor（スカイ エンペラー）と出てき
ました。非常に迫力のある訳語ですが、天の皇帝、その通りなのですが全然違った意味で出てきたりしてい
ます。

日本国憲法第一章の規定というのは、どういう発想でできあがっているかという事を、ちょっと簡単にご
説明しますと、日本国憲法にする時に完全共和制という事で天皇制を廃止するという選択はもちろんあった
と思います。ただ、それをすると何が起きるかという、公式には旧天皇家となるわけですが、皇族や天皇家
というのはそのまま存在をし続けるわけで、天皇は民間のひとつの家という事になるわけです。当然、天
皇の地位とか三種の神器というのはその家の中で継承されていくとなり得るわけですから、天皇制を廃止し
てしまうと天皇家は一つの民間の家という事になり、したがって民間・一私人という事になるとどんな政治
活動をして自由という事になるわけです。しかし、おそらく天皇家というのは非常に強い政治的影響力を
持つであろうという事は明らかであるわけです。例えば選挙のたびに今度は自民党を応援するとか、共産党
の〇〇議員を支援するという事を天皇家が公式声明を出したりすると、おそらく選挙に対していびつな影響

が与えられると思います。そこで、日本国憲法の発想というものは、天皇が持っている権威や権力というものを集合的、民主的に管理をしようという事になっているわけですし、天皇は、自身では政治的権限は有しないとして、天皇が何か国事行為をする時は、必ず内閣の助言と承認に基づいて民主的に構成された内閣のコントロールの下で天皇の行動が行われるという、そういう憲法体制を採用したわけです。日本国憲法の第一章は『天皇』という章題がついているのですが、実質的中味は国民主権になります。憲法の第一条には主権は国民にあるということが書いてあるわけですし、もしも天皇制というのがなければ第一章「国民主権」から始めれば良かったのですが、旧憲法下において統治権の総覧者、いまでいう主権者のような地位にあった天皇が、国民主権になったのちどうなったのかという事をきちんと規定しておかないと、天皇の地位、国民主権が宣言できない、そういう歴史的経緯があったために第一章は国民主権の章なんだけれども、天皇の章になっていて、天皇の権威や権限というものを民主的にコントロールするという体制が選考されたという事になっているわけです。さて、第一章というのはこのように日本特有の規定であるわけですが、第二章以下の規定というのは、もちろん内容・特色がある言語がたくさんありますが、基本的な構造とか目標というものは立憲主義を統合する多くの国と共通していると言っているかと思えます。

さて、それを踏まえて次に自衛隊と憲法の問題について考えていきたいと思えます。2ページをご覧ください。続いて自衛隊と憲法という事についてお話をしていきたいと思えます。安倍総理が今年の5月3日の憲法記念日に、自衛隊を憲法に明記する憲法改正という事を検討してはどうかという事を提案されまして、その後1年間議論が進んできたわけです。私はあの提案については色々疑問が残るところでして、私が最初に抱いた印象というものは、自衛隊というものについて憲法違反の疑いをかけている憲法学者がたくさんいる、安倍さんが言うには7~8割いると、これはちょっと多すぎると思いますが、自衛隊は憲法違反と言っている。そうした違憲論をなくすために、憲法を改正して自衛隊を明記するという事を説明されたわけです。しかし、政府はずっと自衛隊は合憲だとおっしゃってきたわけですし、そもそも自衛隊の最高司令官に立つ首相の立場にある人が、自衛隊には憲法を改正して説得しなければいけないくらい重大な違憲の疑いがあるという事を公式で認めてしまうという事は、これは自衛隊の最高指揮官としては非常に不適切な発言であったと私は思っております。それを踏まえて自衛隊と憲法9条のお話をしたいと思えます。

まず、自衛隊と憲法については、国際法上のルールというものを確認する必要があります。国際法でも今「武力不行使原則」というものが確立していて、武力行使をすることは基本的に国際法違反、これが現在の国際法の考え方です。このような「武力不行使原則」というものが確立した原則になったのは20世紀の半ば以降のことです。19世紀の国際法では戦争や武力行使というのは違法ではないという、こういう考え方がとられていました。なぜそのような考え方がとられていたのか、理由は色々ありますが、一つにはやはり国際法の規範の力では武力行使を止めることができない、そんな現実があって、従って武力行使自体は止められないので、戦争や武力行使をするならせめてルールを守らせようと、こう考えたのが19世紀の国際法の考え方でした。19世紀の国際法というのはしたがって、例えば戦争をする時は宣戦布告という手続きを踏んでから行う、奇襲攻撃、いきなり攻撃を仕掛けてはいけなとか、捕虜を虐待しない、民間人を虐殺しないといったような戦争のルールを守らせる、そういう発想でできあがっていたのが19世紀の国際法です。しかし、

19世紀の国際法のルールは20世紀に入ってからだんだん見直されるようになってきます。これはどういうことかという、19世紀の国際法では宣戦布告さえすれば、つまり、きちんと戦争の手続きさえ踏めばいくらでもやって良いという事になっていたわけですが、それはやはり武力の行使というのは非常に被害を大きくする、ルールに反するという事が多々あるという事で、それを禁じる必要がある。このように考えられてきて、現在では国連憲章の2条4項に、国際社会では基本的には武力は使ってはいけないというルールが盛り込まれる事になっています。それは良いのですが、武力不行使原則というのはすべての国連加盟国が認めているという概念です。したがってクリミア侵攻を行ったロシアとか、シリアを攻撃しているアメリカ、イギリス、フランスといった国連加盟国、5大国はもちろんのこと、国連加盟国はすべて武力不行使原則というものを確立した原則とみなしている、紙の上ではですけどもなっています。どういう事かという、各国が、北朝鮮とか中国とか日本とかすべて国際社会では武力は使わないのが基本だという事を認めているという事です。したがって憲法9条の本当に基本となる中核部分というのは、グローバルスタンダードに沿ったものという事になります。とはいえ、武力不行使原則がいくらあると言っても、武力を使ってほかの国を侵略する国というのは存在します。そこでそうした武力不行使原則を破って侵略をする国が現れた場合、三つだけ例外を認めるというのが国連憲章の立場です。どういう事か。まず、国連憲章では侵略国家が現れた場合、国連全体で対応するという事を基本にしています。それはどういう事かと言いますと、安全保障理事会で会議を開いてそこで侵略を認定する。侵略を認定した場合には、それは侵略であるという事が認定され、その国に対する武力行使は安保理決議に基づくものとして適法とされます。例えば91年の湾岸戦争ですが、これは集団安全保障という国連憲章の42条、安保理決議に基づく武力行使として行われたわけです。イラクが隣のクウェートという国を侵略したので、それが安保理で非難をされて、安保理がイラクに対してクウェートを開放するまで武力行使をして良いというような決議を出したという事です。もっとも、安保理決議が出るまで時間がかかりますし、安保理が機能しないという事もあり得ます。こうした場合に備えて国連憲章は、武力攻撃によって侵略を受けた国は、自ら個別的自衛権を行使して防衛のための武力行使ができる。また、集団的自衛権というのがあり、これは武力攻撃を受けた被害国から救援の要請を受けた国が、その国の防衛を手伝うための武力行使をする、これが集団的自衛権です。武力不行使原則の例外というものは、国連憲章上ではこの三つしか規定をされておられません。これは基本的に国際法のルールですので、ぜひ皆さんも国際ニュースを観る時の前提として頭に入れておいていただければと思います。細かく言うと、他にも武力行使ができるとされるケースがなくはないのですが、基本的に一般市民が国際ニュースを観る前提としてはこれだけ覚えておけば十分と言えらると思います。

自衛隊の話から少し離れますけれども、シリア政府が反政府勢力に対して化学兵器を使ったという事で、それを理由にアメリカ軍、イギリス軍、フランス軍がミサイル攻撃を行ったというのが今回の事件です。この事態に対してはアサド政権の側にシンパシーを抱く側、あるいは若干中立的グループも含めてですが、これは侵略攻撃であるという非難がなされているところです。国際法上の根拠がないという事です。確かにロシアとかイランがそう指摘するのは分からないわけではないので、現在の国際法では安保理決議に基づくか自衛権を行使するかしなければ、武力行使が正当化される事はないと国連憲章ではなっているわけです。今回のケースでは、まずロシアが反対をしていますので、ここからも分かるように安保理決議はシリアに対して、アサド政権に対して武力行使をしても良いというような事は安保理決議がなされていたわけではあり

ません。それから、アサド政権は他の国を侵略しているわけではない。ましてやアメリカやイギリスを攻撃しているわけではないので、米・英・仏の個別的自衛権では正当化できませんし、集団的自衛権でも今回の武力攻撃というのは正当化はできません。という事で、これは国際法違反ではないか、という批判を受けておりまして、この批判はかなり説得力のあるものと思われま。これに対して私は、どのような形でアメリカなどが正当化するのかという事を注目をしておりましたが、安保理では攻撃を行った三国は人道的介入という観点から正当化するという立場を表明しています。人道的介入とは何かというと、他の国が非常に苛烈な人権侵害を行っていると、そういうケースがあった時にそれを止めさせるために武力行使をしても良い、これは国連憲章には規定されていないけれども、人道、人権のためにやむを得ず許される措置なのでという一部の国際法学者、あるいは武力行使の実践において唱えられる論理なのですが、つまり国連憲章には書いていないもう一つの例外というものを設けるべきだという解釈論に基づいて英・米・仏は正当化しているという事になります。しかし、やはりこれには十分な根拠がなく、人道的介入をするにしても国際社会の合意、安全保障理事会の決議をもった上で行うべきではないか、という批判も強いところです。それで、日本の外務省はどのような立場をとっているのかという事なのですが、この点は安倍首相はアメリカなどの決意を支持するとしています。決意を支持するという事は何かというと、化学兵器の使用を許さない、これは国際社会の一致した見解だと思いますが、そのためにそれを止めるという事は支持しますというのが日本政府の言い方で、武力行使そのものは国際法違反だというのは濃厚なので、武力行使を支持するという事はなかなか言えないので、決意を支持するというような非常に微妙な言い方をしているという事になります。もっとも、決意を支持するという事は何を言っているのか分からないですし、皆さんもニュースを観てなんでそんな遠回しな言い方をするのかと思いますが、それは日本政府の頭の中にも武力行使が明確な法的根拠があるとなかなか言いにくいものだという事が分かっていたからそう言って、しかし同盟国なので批判はできないという事でああいう言い方になっているという事です。ちなみに今回の一件については、イギリスでもフランスでも議会を通していないという事から、非難が出てきているところです。実は英・米・仏の三国というのは、長期にわたる闘いの場合とはかくとして、あのようなファーストアタックというか最初の一撃のような武力行使については、実はこれは大統領や首相限りの判断でできてしまう、そういう憲法構造になっております。ですからあの三国は、これからシリアに対してこういう攻撃をするという事を議会にかけて、それを承認して実行に移したというわけではありません。逆にそのような手続きがないから、議会承認のような重たい手続きがないからこそ、かなり軽く武力攻撃ができてしまうという面があるという事が今回の事態でも露呈しています。という事で、実は今回のシリアの事態というのは英・米・仏の対応も含めて、英・米・仏は文句なく立憲国家ですけれども、そうした立憲主義国家においても軍隊の統制というのは非常に難しいという事をよく表している、そういう状況ではないかと思しますので、是非皆さんもこのニュースには関心を持って推移を見守っていただければと思います。

さて、このような国際法の原則がありますという事で、次に憲法9条の話をしたしたいと思います。憲法9条は今お話をした国際法というものが前提となっていてできあがっているものです。そこで国際法上武力行使ができるケース、自衛権とか安保理決議に基づくものがあるのだという事になりますけれども、他方で国際法上武力行使ができる場合、必ず武力行使に参加しなくては行けない、武力行使をしなくては行けないというルールは国際法にはありません。なので、こうした武力行使の事態があっても、武力行使ができるケースで

どこまでやるのか、あるいは場合によってやらないという判断をする事は各国の憲法や法律、政策判断にゆだねられているわけです。なので、例えば憲法で自衛権の発動などについて条件を定めたり、一定の場合には使えないというふうにする事は、まったく国際法には違反はしません。その上で現行憲法上はどうなっているのかという事ですが、まず日本国憲法の第9条ですけれども、これは『国権の発動たる戦争、武力による威嚇・武力の行使は国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する』と規定しています。3ページに条文を引用していますが、この通りになります。ここで禁止をされた武力行使の範囲というのは、国際紛争を解決する手段、という言い方をしていますが、これは極めて平たく言えば侵略のための武力行使のことを言っております。この言い方はどこに由来するのかというと「パリ不戦条約」という1928年の戦争を禁じるための、侵略戦争を禁じるための条約があるのですが、ここで出てきた言葉です。なぜパリ不戦条約が、憲法9条1項が侵略のための手段としての武力行使を禁じるという言い方をしていないかという、そう言った方が分かりやすいと皆さん思われるかもしれませんが、一方で過去の歴史上の侵略戦争というのはいずれも、侵略国が「侵略をします」、あるいは「侵略として戦争をします」と宣言をしているわけではなく、自衛のためであるとか、在来自国民の保護のためとか正義のためとかで、侵略のためという理由を掲げてくるのではなく、どこかにもっともらしい根拠を探してきて戦争を始めるのが普通ですから、背後にどんなに侵略の意図があっても、表向きは侵略ではない。それを装うというのが一般的です。なので、侵略を防ぐという事をルールにしたいのですが、侵略のための武力行使と言ってしまうと今回は侵略ではないという言い訳を簡単に許してしまうという事で、パリ不戦条約では国際紛争解決のために武力行使をというのは駄目だよという、実質的な侵略をすべて禁止した文言を採用したわけです。国際紛争を解決するための武力行使というのは、これは外交上の紛争が生じている時に、自分の言い分を通す時に武力でこれを強行してしまうという、そういう事を意味しております。口喧嘩をやっている時に手を出してはいけないというのが、この国際紛争解決のための武力行使はしてはいけないという言葉の意味です。例えば自民党の憲法改正論議の中で、ここは分かりにくいので文言を変えようという提案があった、石破さんなどはそう提案をされていたそうですが、それはちょっと不注意、かなり不注意という印象は否めません。そういう見方をしてしまうとまずいからという事で、1928年の条約を作るときにみんなで苦労をしたわけで、ここは侵略という文言に変えるという議論を始めると、また時代が100年戻ってしまってもう一度あの時の話をしなければいけないという事になって、ここはあえてそういう文言をとっていて、そういう文言を使う事は、かなり重要な意味があるという事を理解していただければと思います。

さて、憲法9条1項ですが、今言ったように実質侵略のための武力行使を禁じますよというものです。これは現在の国際法の下で一切許されない武力行使、これはどんな解釈をとっても侵略のための武力行使は現在の国際法では許されないとされていますので、したがってこの9条1項の内容というのは現在の国際法を前提とする限りでは、当然の条文という事になります。したがって改憲派の中でも9条1項を変えよう、削除しようと言っている人はほとんどいません。ごくたまにそういう貴重な存在を見ることがございますけれども、それはかなり可哀想な人で、そういう事を言っている人がいたら、それはかなり分かっていない人だと言っていていいと思っただけだと思います。問題は9条2項なんですが、では9条2項をどう読むかという事なんですが、いわゆる芦田修正説・レジユメではA説と言っていますが、いわゆる芦田修正説は9条2項に前項の目的を達するためとある事から、侵略のために使わない軍隊や戦力は持って良いと読む人がおります。これ

は、前項の目的を達するためという文言を入れた芦田均という人が、こういう意図で入れたという見解があります。芦田均が入れた文言を根拠にする見解なので、芦田修正説と呼ばれます。狭い意味での芦田修正説というのは、芦田議員の意図にこの解釈の根拠が含まれますが、この文言に根拠を求める見解は広く芦田修正説と言っていいかと思います。そうすると日本は集団的自衛権を行使して他の国を侵略から助けたりとか、国連軍に参加するための軍隊は持って良いのだという議決に、この芦田修正説からはなりません。つまりこれは、侵略のための武力行使を禁じたのは9条1項、2項で、侵略には使わない軍隊なら持って良いし集団的自衛権も行使して良い、国連軍にも参加して良いという解釈になります。もっともこの解釈は基本的に現在とはとられておりません。日本政府も、学会の通説の憲法9条自体は、芦田修正説的に読む事は不適切であると考えています。ではなぜ芦田修正説で読むのがまずいかという事なんですが、芦田修正説は9条の文言だけなら説明が一定程度つきます。しかし、芦田修正説を前提とすると、日本は軍隊を持って良い、そういう国だと、そういう憲法だという事になります。

軍隊を持って良いという事になると、軍隊を動かす時の規定というものが憲法になくはおかしいわけです。先ほどアメリカ・イギリス・フランス、イギリスは結構ないですけれども、いくらフランスの話をしてきましたが、アメリカの憲法にしてもフランスの憲法にしても軍隊の動かし方や責任者がどこにあるのかという事が憲法に書いてあります。というのは、軍隊をコントロールするというのが立憲主義的な憲法の最も重要な役割ですから、軍隊についての規定がないのに軍隊があるという事はありません。また、軍隊を動かす権限がないという事は、それをやってはいけないという事になります。どういう事かというと、日本国憲法は国民主権の憲法です。従って主権者は国民で、国会や内閣、裁判所、あるいは北海道や旭川市といった地方公共団体はすべて、主権者国民から付託された権限しか行使してはいけないという事になります。これは、別の団体を考えてみれば当たり前かと思いますが、例えば労働組合の会長が今日のような講演会のために組合のお金を使う。これは全く違法でもないし、組合の規則にも反していないわけですが、例えば組合のお金を自宅のリフォームに使ってしまうという事をしてしまったら、これは「何をやっているのか」という事になりますが、それは組合員が、会長の権限というのはあくまでも労働組合の活動のために付託をしているわけで、自宅のリフォームのための権限を与えているわけではないからです。それと全く同じ発想で、例えば国会が行政権を行使できない、又は違憲立法審査権を行使できないのはなぜかということ、それは国会に対してその権限を国民が与えていないからですし、あるいは裁判所に立法権がないのは、裁判所に対して主権者国民が立法権を付託していないからです。では、軍隊を動かす権限というものを国民が内閣や国会、その他に付託した権限規定があるかということ、それは存在しないという事になります。憲法73条というところをご覧ください。軍隊を動かすという規定がもしあるとすれば、それは当然内閣の権限に関わっているはずですが、内閣の権限を列挙した憲法第73条のところ、内閣の事務はこういう事務ですよという事が書かれているのですが、この規定の中には軍隊を動かす規定というものは存在しておりません。

これは明治憲法などと比べるとはっきりしていて、明治憲法下ではもちろん軍隊はありましたので、軍隊を動かす権限・統帥権は天皇のものであるという事が書かれていたわけです。これは立憲主義的憲法としてはいびつな規定になるわけですが、しかし天皇が軍の責任者であるという事は憲法に書かれていたわけです。

したがって、日本が海外で軍事活動を本格的に行うという解釈ができない根拠は、9条もそうですが、73条にその権限がないという事が非常に大きな理由になります。実は、この事はあまり知られていないというか、集団的自衛権の話をする時に、私はこの話をした時にそんな話は聞いた事がないと言われたのですが、確かに集団的自衛権の文脈で、国民一般に説明されたような概念ではないかもしれませんが、この憲法第73条に規定された権限しか行使ができないというのは、国民主権の論理や国家機関の権限の論理からすれば、いわば当たり前の事で、言われればそうだと思うのではないかと。また別の憲法学者は私が何を言っているかすぐ分かるといったそういうような論点です。集団的自衛権が行使できない根拠がここにあるというのが私の理解で、例えば海外で集団的自衛権を行使する事になったとしたら海外に派兵をして武力行使をする。空爆をして、地上軍も派遣できるという事になりますが、ではその時の権限規定、憲法73条のどれですかと聞くと、だいたい相手は答えることができるというのが私の経験でして、実はこの質問は、私は2014年に安倍内閣の閣議決定で集団的自衛権行使容認があった時にNHKの日曜討論という番組で小野寺防衛大臣に直接質問をする機会があって「集団的自衛権の行使をできると解釈されるようですが、海外に軍隊を派遣して武力行使をするというのは、いったい憲法73条のどの権限として行うつもりですか」という質問をしました。専門的で、いきなり質問をしてもなかなか答えにくいであろうと思いますので、司会の島田敏男アナウンサーが却下するのかなと思って顔を見たら、島田さんがニヤツとして、これは却下だと思ったら、大臣の方を向いて「大臣お答えください」とおっしゃいました。島田さんは性格が悪いという事がその時分かったのですが、小野寺さんがなんて答えるのかという事ですが、例えば、シリアにミサイルを撃ち込むことは、つまり外国でミサイル攻撃を行ったりする事は一般行政事務ですと言われたら、多分皆さんは、一般行政事務とは市役所に行って住民票をもらうなどがそういう事務で、それがなぜ外国で空爆がある、それはちょっと違うのではないかとと思われるのではないかと思います。その他、外交関係の処理というのがありますが、これはお互いの主権を尊重し合って行うものですし、ですから、武力行使というのは外交努力とは言わないわけですが、ここにも含まれないし、他にも書いていないという事で、実は集団的自衛権の行使をしようとする、内閣はそのための権限を持っていますから、それはここに書いてあるという説明が非常に難しいという事になるわけです。なので私は、集団的自衛権が憲法上行使できるという理解は、いわばこれはネス湖にネッシーがいるという見解と同じ見解であるという説明をしたのですが、こう言いますと集団的自衛権行使容認は合憲であるという立場の人からは、我々はネッシーなど信じていないなどという事も言われたのですが、構造が似ていると言っているわけです。つまりどういう事かということ、恐竜というのは隕石で絶滅したという事になっているので、もしいるというのであればきちんとした証拠を持ってこなければいけません。そういうのが、憲法9条の下でどれくらい武力行使ができるか、というそういう議論であって、できるというのであればそのための根拠規定、権限規定をちゃんと持ってきて説明をしないとイケないのですが、それがあのですか、という構造に似ていると言ったわけです。それで、小野寺さんが何と説明されたかという事なのですが、大臣はその時「その質問は内閣法制局長官が答えるべき質問と思います」とおっしゃいまして、なぜか自分の権限ではないと答えたわけですが、それはNHKの日曜討論の現場で隣に法制局長官が控えているわけではないので逃げといえば逃げなのですが、私は番組の中で多分それが最善の逃げだろうと思いました。というのは先ほど言ったように、外交ですと言っても、一般行政事務ですと言っても、他の事務ですと言っても、何と答えてもたぶん目の前にいる性格の悪そうな木村という男は反応してくるだろうというのは、見れば分かる話ですから、ちゃんと答えないほうがいい。「分かりません」と答えるのは大問題ですので、政府としては考えているけれども、私の権限で考える事項ではないのでお答えがで

きませんというふうに逃げたという事で、これはおそらく最善の逃げ方であつたらうという事で、ここで小野寺大臣の危機管理能力の高さというのに感服いたしまして、日本の防衛は安泰であると思ったりしたわけです。

このように、芦田修正説で読むとかなり難しい事態が色々生じるという事で、そうすると憲法9条はこう読むしかない。どう読むかという、憲法9条は戦力を持ってはいけないと書いてあるんだから基本的にはありとあらゆる武力行使を禁じます、という条文だと読まざるを得ないという事です。さて、そうすると自衛隊はどうなるかという事で4ページですが、政府は自衛隊をどう説明しているのかという事です。ここに2014年7月1日の安倍内閣の閣議決定を持ってきました。これは集団的自衛権の行使を容認した閣議決定という事になっていますが、この閣議決定の中で安倍内閣は、これまで政府は憲法9条をこのように解釈してきました。基本的な骨格は私たちも受け継ぎますと書いてあり、これを読むとこれまでの政府解釈、そして安倍内閣も継承している政府の解釈している基本的な構造がよく分かるわけです。憲法9条はその文言からすると敵対関係における武力の交渉を一切禁じているように見える。と書いていて、憲法9条はあらゆる武力行使を禁じた文言だという事を議論の出発点にします。そうすると自衛隊は当然違憲という事になりますが、憲法前文で確認している国民の平和的生存権、あるいは生命、自由、幸福追求の権利を最大限尊重しなければいけないと書いた憲法13条、こうした規定を踏まえると、日本が武力攻撃を受けてこれらの権利が危機にさらされているという、そういう状況の下で必要最小限度の武力保障をする事は、憲法第9条の下で例外的に許容される武力の行使である、という話になっているわけです。つまり、9条には一切武力行使はするなと書いてあるけれども、他方で国民の権利はちゃんと守れと書いた条文があって、これらを調和的に言うと、国民の権利が直接攻撃を受ける日本への武力攻撃にあつた場合に、武力行使をして防衛することは憲法9条の下では例外的に許されるという、そういう理論になっていると、そういう事です。そういう話になるわけですが、要するに9条で真っ黒に武力行使を塗りつぶした上で、13条を根拠に一部だけ白抜きしてくるというのが自衛隊合憲説の説明になります。例えて言うところの事です。遠足のしおり第9条に、以前お酒を持ってきてのどんちゃん騒ぎをした人たちがいるので、一切飲み物を持ってきてはいけませんと書いてある。一方第13条には、熱中症にならないようきちんと水分を取りましようとして書いてあり、飲み物は持って来てはいけない、水分はちゃんと取りましようとなつて、これはどういう事なのかという事で、熱中症にならない程度に飲む必要最小限度の水についてはしおりの9条の下でも持って行く事が許される。こういう解釈をしていくという説明です。では、集団的自衛権についてはどうやって説明をしたのかという事で3ページですが、自衛隊の防衛出動の条文で、これは2015年安保法制によって自衛隊法76条・自衛隊の出動の条文の中に2号というのが付け加わり、「わが国と密接な関係がある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態があれば武力行使はできる」という事になつたわけです。これは存立の危機的事態の防衛として、その場合の武力の行使という事です。この条文、見ていただきまして分かるように、憲法13条の文言をそのまま引用しているわけです。見比べていただくと分かります。政府は9条の下で13条を根拠に例外を認めるという論理構造自体継承しているので、13条で根拠づけられる武力行使の中に一部集団的自衛権が含まれる。こういう論証をしているわけです。だから、こういう方向になっているわけです。もっとも、この条文は集団的自衛権の行使容認の条文としては、極めて異常です。どういう事かという、集団的自衛権というのは外

国からの要請を受けて外国の防衛をお手伝いをするという、そういう権利です。ではなぜ外国からの要請がなければ使えないという権利を、国民の生命や自由を守るための権利を出動に使うのかという問題があるわけで、外国からの要請がなければ国民の生命や自由を根底から覆すことを放置しなければならないという意味が分からない事態になるという事です。私は、そもそもこの条文というのは、この自衛隊法の存立的危機事態の条文だけを見るとどう読めるのかというと、ものすごい危機ですから、日本が攻撃を受けていないと認定できないような、極めて深刻な状況が生じている。日本自身が攻撃を受けていなければ認定ができないような厳しい文言の条文になっています。したがって条文通りに読めば、それは個別的自衛権でも対応できる事態を描写していると言わざるを得ないので、それは文言通りにとったら合憲であろうと思います。しかし他方で政府は、この条文でホルムズ海峡まで行けるとか色々な事を言っていて、到底この条文からは読み取れないような場合にも使えるという説明もしているという事で、結論を言うと、この条文は何をどういう場合に使えると言っているのかさっぱり分からないというのがこの条文です。したがって私はこの条文は憲法9条違反であるという高尚な議論をするそれ以前の段階で、そもそも意味が分からないから憲法違反であるという理をとっているところです。

最後に自衛隊明記改憲というのはどんな事になるかという事です。自衛隊を憲法に明記する場合に、先ほどの遠足の例えで言うと、水筒は持って来ても良いけれども、自衛隊が入れ物でそこにどんな武力行使が許されるのかという自衛隊の発動の中身を書かなければ意味が分からないわけです。飲み物は持ってきてはいけません。水分はとりましょう。水筒は持ってきてもいいけれども、その水筒に何を入れればいいのか分からないので、それでは意味がないので、自衛隊を書く場合にはその任務の範囲をきちんと書く必要があります。ところが、自衛隊の明記改憲というのは、安保法制を作ったおかげで非常にやりにくくなっているというのが現状です。およそ自衛隊を明記する場合、三つくらいの任務の書き方があります。まず甲案、『国際法上許されるあらゆる武力行使をできるようにする』これはいわゆる自衛隊を軍にする、国防軍改正提案ですが、これは支持者が少なく、そもそも発議の段階で公明や維新の会も慎重というか反対をしていますから、これは可決される事は発議も難しいし、万一発議にこぎつけても国民投票でかなり支持が低いという事が各種の世論調査で分かっています。国防軍創設に賛成する人は大体どの世論調査でも2~1割ですから、これはちょっと可決は難しいという状況です。丙案は『個別的自衛権まで、日本が攻撃を受ける時の武力行使なら合憲』こういうやり方があって、安保法制前であればこういう形で発議をする事はできました。日本国民の世論というのは、日本が攻撃を受けた場合、自衛隊が発動する事は認めるけれども、それを越えた武力行使は心配だというのが大勢なので、この丙案でいけば可決の可能性は結構高いわけです。しかし、この丙案でいってしまうと何が起きるかという、個別的自衛権までしかできませんという事が憲法で明記されてしまうので、安保法制が憲法違反であることが今の憲法以上に明確になってしまいます。そういう問題があります。そこで、乙案の『集団的自衛権込みで国民投票にかけなければいけない』のですが、集団的自衛権込みで国民投票にかけると、今度は安保法制を国民投票にかける事になります。集団的自衛権込みだよという条文が国民投票で否決されれば、それは当然国民投票で集団的自衛権が否決されたという事になりますから安保法制の修正をせざるを得ない状況に追い込まれます。集団的自衛権の行使容認については未だに非難の声が強く、この形で発議をすれば当然再びこの議論が盛り上がる事になるので結構難しい事態が生じます。という事で、甲案・乙案・丙案どれでいこうと思っても与党にとって好ましくない事態が生じる事になります。

そこで自民党は、あえて議論を曖昧化する作戦に出たように思います。3月に一応自民党案というのが決まったそうなのですが、そこではできるだけ任務の範囲を曖昧にするという選択がされています。もちろんどれを読んでも個別的自衛権、集団的自衛権をどこまで認めるのかという事ははっきりしていなくて、つまりこういう事だと思います。任務を曖昧にして発議をする。そして今の自衛隊を書くだけですと言っておいて、もし可決した場合には集団的自衛権も含めて今の自衛隊が認められた。だから集団的自衛権も国民投票で承認されたと言いつくすのではないかという事です。つまり、集団的自衛権を争点にすると国民投票は非常に自民党に不利になるので、自民党としては根拠を曖昧にして、ここに集団的自衛権が含まれているという事をできるだけ隠して国民投票をして可決しようという作戦に見えます。しかし、これは国民をだまして国民投票をやるというようなものですから、正しいやり方だとは言えないと思います。憲法改正には様々な意見があるところで、私は護憲・改憲どちらかの立場にいるという事ではありませんが、しかし、この様に国民をだますような形での発議は許されるべきではないと思います。やるのであれば、それはきちんと集団的自衛権も認めますときちんと書いて国民投票にかける。それで、その是非を国民投票で決するというのが正しいやり方ではないかと思います。また、そのような提案が否決されたら、これは潔く安保法制の内容が修正されるという事が必要になるという事なのではないでしょうか。以上が自衛隊と憲法9条の関係になります。自民党案の問題がどこにあるのかという事を理解していただいた上で、今後のニュースを追っていただければ幸いです。ありがとうございました。

<対 談>

浅野：みなさんこんばんは。札幌大学の浅野でございます。今のお話は非常に分かりやすく、きわめて論理的で、法律をなさる方は本当に論理的な思考をなさるなと思いました。論理的な思考ができないものが政治学をやる。政治学は思いつきとったりでやっているようなものなのですが、そういう意味でも今日は、私は非常に勉強をさせていただきました。私は、大学で教員をやっておりますけれども、憲法はまったくど素人で、いつもここで私がお話を伺って感じた素朴な質問を投げさせていただいて議論を深めさせていただくという趣旨になっております。今、お話の最後に憲法改正の発議で自衛隊に関して任務を曖昧にして発議をする。これはけしからん事だというお話があったのですが、曖昧にしたまま発議という事は実際問題可能なんでしょうか、どうなんでしょうか。

木村：それはもちろん、これはどういう意味かと問い詰めていく事ができると思いますが、だからできるだけ文言を曖昧にしておく。文言を曖昧にしておいて、後で集団的自衛権込みで解釈ができるようにした上で、そのところをあえて説明せずに国民投票を乗り切るとするのは不可能ではないでしょうか。実際、安倍政権の解散総選挙のやり方を見ていても、当初争点だと言っていたものと、選挙後にこれが認められたという事がずれていますので、こういう事は前科がたくさんありますので、やってくる可能性は十分にあります。このままいけばある事だと思います。

浅野：だからこそ我々は、その点はきっちりと注目していく事が必要だというわけですね。もう一点、先ほど国民投票の発議にかける時に、集団的自衛権というものが一緒になるとこれは自民党に不利になるというお話がありましたけれども、私はこれは本当にそうなのか、という疑問がありまして、安保法制の時、安倍

政権の支持率は落ちましたが、その後は回復していつているわけです。世論調査の内閣支持率だけをもって内閣支持率をどうこう言うのというのは、断定ができないのかもしれませんが、果たしてこの集団的自衛権の問題に関しても実は意外と受け入れるという素地は多いのではないかと私は危惧しているのですが。その点どうお考えでしょうか。

木村：集団的自衛権単独で国民投票にかけた場合どうなるかという事ですが、もちろん可決の可能性はゼロではないと思いますけれども、もう一度安保法制の時の議論が盛り上がるわけです。安保法制については、世論調査では賛成多数という事ではなかったもので、結構厳しいと思います。私が自民党議員ならやりたくない国民投票です。それから、今、世論調査を見ていると、自衛隊の明記に賛成ですかと聞いていますが、これは半々からちょっと自衛隊明記に賛成が多いくらいの結果が出ています。自衛隊明記に賛成ですかという問いに対しては、問の意味がはっきりしていないので、ここに集団的自衛権が込みと理解するかされないかという問題がありまして、多分あの聞き方だと、専守防衛の自衛隊なら賛成、それを越えた海外での武力行使には反対という人も、かなりの割合で自衛隊を明記するだけならいいのでは、と賛成と答えていると私は見ております。というのはなぜかという、世論調査で憲法9条の改正に賛成ですかという一般的な質問をすると反対の方が多くという傾向が出てきていて、これはちょっと矛盾しています。9条改正に賛成ですかという質問には反対の人が多くて、自衛隊明記に賛成ですかという質問には賛成が多いというのは矛盾したように見えるのですが、これはおそらく9条改正に賛成かと問われた時には、過去に認められてきた武力行使の範囲を拡げることに賛成か、という質問にとられるので反対が多くなる。自衛隊明記について賛成かという問いには、過去に認められてきた武力行使の範囲にとどめるという提案に聞こえているので賛成が多くなるという事だろうと見ていますので、集団的自衛権の行使容認に賛成かと問えば、多分世論調査では結構厳しい結果が出るのが想定されます。なので、もちろん護憲側からすれば安心できる数字ではないかもしれませんが、改憲側から見たときには結構厳しい数字であろうと思います。だからこそ集団的自衛権の行使容認を明記しますという言い方を自民党側では避けているという事なので、そこは全然楽観できないし、自民党の方々もしていないと思います。

浅野：今そんなような質問をさせていただいたのは、例えば北朝鮮の動向を非常にキャンペーンチックにすることによって、それで集団的自衛権の世論を誘導していこうというような、何かどうもそれに乗せられるような雰囲気があるような気がして、私はどうもそのところが楽観できないという思いが強いのですが、やはり私は心配性なんですかね。

木村：だから、北朝鮮の問題をするという事自体が集団的自衛権の話からずれるという事です。つまり、集団的自衛権の話を堂々と正面から行くなら、ホルムズ海峡で機雷を回収するために憲法を改正しなすと言わなければいけないわけです。それをすると馬鹿にされるから北朝鮮とか言うわけです。それはだから任務曖昧化作戦の一環ですね。そういうやり方をしてくる可能性がありますねという事を私は言っているわけです。

浅野：ですから、それでこれまでずっとやってきたというのがやり方だったような気がするのですが、そこを我々が今日のお話を基にいかにかちんと見ていくかという事です。よ。

木村：それ関係ないよね、と言いつけるという事ですね。それが大事なのではないのでしょうか。

浅野：それが関係ないと思っている人が、どれだけいるかというのがすごく疑問なんですね。特に今ネットからのインチキな知識を得る人たちからすると…どうなのでしょう。僕は友達がいなかったからかもしれませんがね。私はずっと孤立主義を宣言しているような人間ですからかもしれませんが、僕は人を信用しなすぎなのではないでしょうか。

木村：情報の流れとかメディアの在り方というのは私の専門外で、私は憲法解釈と憲法理論の専門家として、こうした政治家が卑怯なふるまいをした時にどう正すかという事については、狭い意味からは私の専門から外れますが、そこはでもどうでしょうね。民主国家である以上、最後は国民を信頼するというのが必要だと思いますけれどもね。日本国民は正しい情報が与えられて十分な熟慮期間が与えられれば正しい結果を出せる、そういう人たちだと私は思っておりますので、デマが流れないように打ち消す努力というのは各自必要かと思いますが、しかし、それはきちんと行わせる事はできるとは思いますし、それもできない、日本国民はただただ騙される存在だというのであれば、民主国家はやめたほうがいいと思います。

浅野：私は最近、日本は全体主義国家と安倍政権というタイトルで論文を書いたので、それでそういう危惧が強いのかもかもしれませんが、これまでの選挙の結果等を見ても非常に心配をしてしまうところがあるという事でした。すいません。北海道の知事選挙の結果を見ても、私は非常に信用できない結果ばかり出ているという事も危惧するという事です。まあこれはちょっと関係がない話でしたが。それと自衛隊との関係で、安倍総理が憲法違反という学者が8割くらいいるという話でしたが、実際問題、憲法学者の方とお話をしても自衛隊違憲という方とはあまりお会いしたことがないというのが現実です。安倍さんは法学部出身でしたがあの方は憲法の単位は取られたのでしょうかね。

木村：法学部で憲法の単位を取らないという事はあり得ないと思います。確か朝日新聞かどこかがアンケートを取って、読売新聞でもアンケートを取って、私のところにも来たので多分近日中に公開されると思いますけれども、どのくらいの方が違憲と考えているかというのが出るような気がしますが、分かりません。私の目分量で半分くらいと思っていますけれども。きっちりとした調査が行われているわけでもないのだから分かりませんが、そもそもなぜ自民党がその調査を1年間もやっていなかったのかという事が問題で、今回の一件は、違憲だという人がいるので説得したいという事から始まっていて、合憲と考えている人にはそもそも関係がない話です。なのでむしろ安倍さんとしては違憲だと言っている人と対話集会をすとか、違憲だと言っている先生を呼ぶという事が必要で、自民党案を作る時もなぜ自民党の中で作るのかという事ですね。違憲論者を呼んで、この条文なら先生は合憲と言ってくれます、といったことを一人一人調査するとか、そういう事をやっていないという事ですから、そもそも違憲だと言っている憲法学者の事をどこまで気にしているというか、そういう人たちを説得しようとしているのかも良く分からない提案だと私は思います。

浅野：そこが安倍さんの考えている事と違う立場の人と議論をするというお話ですが、結局そこが安倍さんの人間としての幅、度量の狭さ、全くそれは相容れないという事で、それで勝手に思いついた、それ

でも僕は8割という数字は多いと思うのですが。なんか勝手な思い込みでどんどん自分が思ったように話を持っていく。一時安倍さんはポツダム宣言を読まずにその話をしているという事も言われたりしていましたが、安倍さんがおっしゃっている事は夢の中で学習した、その成果をおっしゃっている事が多いように個人的にはするわけです。もしコメントがおありになればどうぞ。

木村：私は安倍さんの専門家ではないので。

浅野：そういう意味では安倍さんより安倍昭恵さんの方が人間的なような気がします。それはちょっとさておきまして、憲法の問題ですが、自民党の憲法改正草案の話で特に9条に関してお話があったのですが、あと私が気になりますのが、現憲法である個人という言葉が、自民党の憲法改正草案では個人の個が取れて人となっている部分があると思います。あれに関して何か皆さんにコメントがありましたらお願いいたします。

木村：だから、個人の権利という考え方が嫌だという事でしょうね。自民党草案では基本的には権利保障というのを削りたいという意図で作られていますので。やはり憲法というものは国民が制定するもので、権利を減らして義務を増やしてほしいと考えている国民が世の中にはそんなにたくさんいないと思いますので、あまりいい提案ではないと思います。

浅野：にもかかわらずそういう提案を残すというのは自分たちのアイデンティティという形で残しておきたいというのが強かったんでしょうか。特に作られた時の野党とかそういう事も考えてでしょうか。

木村：あの条文については私よりも自民党の広報部の方へ電話をして聞いていただければいいかと思います。

浅野：申し訳ございません。そして、憲法改正草案、それぞれにあるのですが、その他に今日のお話で思いましたのは、一番最初に張り紙の論理というお話があったかと思いますが、張り紙をしようとするには糊かなんかが必要だと思いますが、その糊というのは我々一人一人の、国民一人一人という事になる。

木村：そうですね。最後は国民の良心だと思っております。やはり、駄目な事が起きた時にちゃんと止めれないと、憲法も実行できていけないと思います。例えばシリアの空爆、シベリアのミサイル攻撃というものに対してアメリカ・イギリス・フランスの世論がどう動くかという事が注目されるわけですが、国際法にしても憲法にしても最終的にはやはり国家を動かす国民がそれをどうコントロールできるかという事にかかっていますし、どこまで人がそこに関心を持ってもらえるかだと思っています。

浅野：その駄目な時に止めるというのは、やっぱり今、関心を持つというお話がありましたけれども、それとともに私は想像力を豊かにするという事が重要だと思うのですが、そういう意味でも教育の場でも想像力を豊かにするという事はあまり重点が置かれていない。それゆえ、憲法の改正の論議でもちょっと鈍感な部分になっている気がしないわけでもないのですが、その点私の考え方がでしょうか。

木村：具体的に何が足りないと思われませんか。

浅野：例えばこうして憲法改正のことが議論に上ってくる、例えば集団的自衛権についてもそうですが、するとこれができた事によって合致した事態が出てきたら、日本はどういう行動をとっていくのか、というように想像していくとイメージができていくわけですね。そういうイメージするという部分ができなくなっている気がするんですけども。どうもさっきから悲観的な話ばかりで恐縮なんですけど。

木村：子どもたちの想像力の状況というのは私の研究対象ではないので、何が起きているのかという事について私は分かりません。

浅野：大学生と接しておられるんですかね。

木村：私の大学の授業を受けている人とは接した事があります。

浅野：では、学生たちは私が悲観するほど、想像力が欠けていているというイメージは先生はあまりお持ちにならない感じですか？

木村：過去に統計をとったわけではないので分かりませんが、人によりますよねそれは。

浅野：それはそうですね。失礼いたしました。

木村：でも、メディアの流れという事はすごく大事だと思います。メディアでの情報の流れというのはすごく大事だと思いますね。ちょっと前のゼミ生がすごく嫌韓反中みたいなことを言ってる人がいて、嫌韓反中の発言を繰り返して、どうしたんだろうと経過を観察をしていたのですが、ある時「新聞は何を読んでいるか」と聞いたら産経新聞だと言いました。なぜ産経新聞なのかと聞くと、値段が安かったので選びましたと。翌年、その人は嫌韓反中を止めて、なぜかお金の事ばかりを話すようになったのですが、なぜかと聞いたら、就職活動が近いので日経を読むようにしましたと。それは極端な例ですけども、やはり色々な情報に触れるという事は大事だなと思いました。それを見た時に。

浅野：あともう一つお伺いしたかったのですが、憲法の事が色々問題になってきている中で、日本の場合、憲法はこれまで一文字たりとも変わらずにきているなかで、解釈改憲と呼ばれるものがなされてきたという事ですけども、そのスタートの段階で解釈改憲とした事がどんどんこういう形で広がっていったという人も中にはいるわけですが、そういう意見に関してはどうですか。

木村：日本が攻撃を受けた場合、自衛の措置が取れるというのは政府がずっと一貫した解釈です。一度も変わっていない解釈です。

浅野：範囲が広がるという意味で。

木村：範囲はどちらかというところと広がっていません。集団的自衛権のところ初めて広がりました。

浅野：では吉田さんが。

木村：吉田茂首相は帝国議会で自衛権の行使をして行われた戦争は、この憲法で禁じられると言っています。戦争というのは法律用語では国際法違反の武力行使のことを言っていて、自衛権の行使を名目にして侵略行為を禁じられますという趣旨のことは言っています。それで、吉田茂首相が自衛権の行使としての戦争は禁じられますと言った後に、自衛権の行使としての戦争としての例を挙げるのは満州事変と大東亜戦争です。だから侵略を受けて防衛をするというケースについては何も言わずに、例えばナチスドイツに対するフランスの反撃とかバトルブリテンでのイギリス軍の防衛活動が自衛権の行使としての戦争で、これは禁じられますとしての例として挙げられているわけではないので、吉田首相自身は自衛権の行使を名目とした戦争はこの9条で禁じられますという極めて真つ当な発言をしているだけで、個別自衛権の行使とか自衛隊のような組織は憲法違反になります、とは言っていないです。

浅野：という事で私がいかに大学で憲法の成績が悪かったかという事がどんどんご披露されてきましたので会場の皆さんにお力をお借りしたいと思いますが、何かご質問、その他、おありになる方おいでになられましたらどうぞ。

会場1：木村先生の集団的自衛権はなぜいけないのかという事については、本も以前に読ませていただきました。今日講義をしていただいた内容をさらに詳しく解説をした内容だったと思いますが、集団的自衛権というのは最終的には憲法違反だという判断が下れば良いと思いますが、憲法改正になってしまうとそれはもう取り返しがつかないというか、木村先生が言った曖昧化作戦で憲法改正をして集団的自衛権もOKとなりかねないという事なんです、そのためにもこのような事にならない事が大事と書いてありますが、我々はこのような事にならないためにはどうしたらいいのか。それから、木村先生のような著名人はどのような活動をしていくのか、という点についてお伺いしたいのですが。

木村：私は、きちんと国民投票の手続きを踏んで集団的自衛権の行使が容認されるのであれば、それはそれであり得る一つの事態と考えておりますけれども、先ほどお話をした曖昧化作戦というのは要するに、国民をだまして発議をするという事がいけないと言っているわけです。このような事にならないためには、きちんと任務の範囲を明確にして発議をするならしなさい、という事を色々な人が色々なところで言う。それで、任務を曖昧にしたままでの発議というのはいかに改憲派でも許されないというふうに、改憲派も含めて任務をきちんと明記しようという空気にしていくという事を言う必要ではないかと思えます。色々なやり方がある、要するに自衛隊を明記するだけならいいんじゃない。でもそこから越えたら反対だという人には、それは実質的にはこういう内容だと伝えれば、これは駄目だと思ってくれるでしょうし、改憲派の人にはこういうやり方で改憲をしても武力行使の正当性が失われるだけで、結局長い目で見れば自衛隊の活動を非常に良くないものにしますよと言って、やるんだったらちゃんと明記して発議しよう、と改憲派の人にそういう気持ちを持ってもらうよう働きかけるという事になるかと思えます。このようにこの問題がまずいという事を伝えるやり方というのは、それは相手によるわけで、護憲派の方もいれば丙案的な個別的自衛

権までの自衛隊なら変えてもいいという人もいるし、乙案的なものまで認めようという改憲派の人たちも色々いるわけですから、私のように情報を発信する立場の人でもそうでない人でも、それは相手の立場によって、相手の説得を対象とする人によってどういうメッセージを出すかという事を変えてお話をしていくという事が大事であろうと思います。最近の広告、宣伝、マーケティングという業界の方の話を聞いていると、人によって趣味とか嗜好とか考え方が違うので、商品売る時にも一般に対する広告はすごく難しくなっていて、広告はやっぱりターゲットを明確にして、そのターゲットが動きやすい、そういう事を伝えていくことが必要だとおっしゃっている事を聞いた事があるので、私もこの改憲、護憲の議論をする時にはそれが大事だろうと思っております。

浅野：その他いかがでしょうか。はいどうぞ。

会場2：本筋からずれますが、北海道新聞の4月14日付で中学生と高校生向けのコーナーで、シベリアンコントロールについて、どうしてこうなるのかという声がありました。その中で憲法66条2項で首相や大臣は文民でなければならないと定められているとなってますけれども、この道新の報道では自衛隊発足後の政府は 1. 自衛官 2. 旧日本軍の軍人で軍国思想に深く染まっている人を非文民としますが、最近防衛大を出た人もいますけれども、防衛大出身の中谷元防衛大臣は元がついていますが自衛官だったという事は事実だったと思います。それで、自衛官は元だったからという事で文民の扱いになっているのでしょうか。

木村：一応議論はあるところで、中谷先生とか、過去にも元自衛官だったとか、中曽根さんは元日本軍の軍人でしたので旧日本軍の軍人経歴があるとか、元自衛隊員の議員は文民ではないのではないかという事については議論があったところですが、現役自衛官ではないという事と今お話をしたような条件を満たしている中谷先生は防衛大臣になる資格があるという、そういう説明になっているという事です。ただ、ご指摘の点を懸念して、やはり自衛官の経験のある人は駄目なのではないかという意見はもちろんあるところです。

浅野：その他いかがでしょう。よろしいでしょうか。そろそろ時間ですので最後に先生から何かメッセージといえますか、言い添えたいという事がございましたら。

木村：今ちょっと安倍政権が色々問題が起きていて、憲法改正どころではないというような話になってきているわけですが、私が今日お話をした9条の基本のところというのは、今後どういうふうに議論が起ころうと日本の国民として考えていかなくてはいけないそういう問題群であろうかと思っておりますので、是非今日お話をしたことを生かして今後のニュースを観ていただければと思います。またぜひ、この9条の問題を考える時、日本の事だけではなく国際社会の中での日本という視点を持って、日本が国際社会の中でどういう振る舞いをする事が一番良い事なんだろうかという視点で見ていってほしい。その意味では今回のシリアの事件、ロシア・クリミアの事件といったことに関心を寄せてほしいなと思います。今日はどうもありがとうございました。